

指 摘 ・ 指 示 事 項 票

No. 1

監査(検査) 対象 機 関 (会 計)	南部水道事業所	監査(検査) 実施年月日	平成24年2月14日から 平成一年一月一日まで
処理区分	指示事項	事務区分	財産

指示事項

南部水道事業所内に保管されている在庫に関して確認したところ、過去に老朽化等に伴って取替や撤去を行った際の撤去品については、その使用可能性を認めスクラップせずに現場から事業所へ持ち帰り、保管しているものがあった。これらについては、資産計上せず、緊急の対応時に使用できるものを活用しているが、現在事業所内で保管している撤去品については、再使用の可能性等を検証した上で作成された一覧表に基づき、適正に管理されたい。

指示事項の内容等

南部水道事業所内に保管されている在庫に関して確認したところ、過去に老朽化等に伴って取替や撤去を行った際の撤去品については、その使用可能性を認めスクラップせずに現場から事業所へ持ち帰り、保管しているものがあった。これらについては、資産計上せず、緊急の対応時に使用できるものを活用していた。このような資産についてはそもそも老朽化等によって撤去したものであり、その耐用年数も経過していると考えられたため、その資産価値を明確に示すことができないと考えられるため、通常の在庫とは明確に区別して管理する必要がある。

南部水道事業所ではこのような資産については、再使用の可能性等を検証した上で、別途一覧表などを作成して、適正に出庫管理を行うべく業務をすすめており、今後は新たに撤去した資産は持ち帰らずにスクラップ処分する方針である。

現在事業所内で保管している撤去品については、作成された一覧表に基づき、適正に管理されたい。